

## 令和元年度九州ブロック協議会担当者会同総務・財務部会議事録

日 時	令和元年10月19日（土） 13：30～17：00		
場 所	熊本県熊本市 ザ・ニューホテル熊本 梅の間		
出席者	〔福岡会〕 吉田健太郎（総務部長）	萩尾耕次（財務部長）	
	〔佐賀会〕 植木美佐夫（総務部長）	稲葉伸理（財務部長）	
	川口 浩（財務担当理事）		
	〔長崎会〕 山口賢一（副会長・総務部長）	早田博信（財務部部長）	
	吉村光昭（財務部次長）		
	〔大分会〕 甲斐伸治（副会長・総務部長）	中野宏司（財務部長）	
	〔熊本会〕 平田孝次（総務部長）	小松祐介（財務部長）	
	〔鹿児島会〕 上小鶴一善（総務部長）	小原翔（財務部長）	
	〔宮崎会〕 厨子基満（総務部部長）	小林明代（財務部部長）	
	〔沖縄会〕 島袋裕二（副会長兼財務部長）	平良正人（総務部長）	
			以上18名
座 長	佐賀会 植木美佐夫		
議事録作成者	佐賀会 川口 浩		

### 令和元年度九州ブロック協議会担当者会同総務・財務部会議題

総務関連

〈提案議題〉	① 会員証について
沖縄会	沖縄会は会から有効期限の通知をすることなく、各会員に任せているが各会がどのような会員証の管理をしているのか伺いたい。官公所等に会員証を提示した際に、期限切れが判明し慌てて更新手続きをする会員が多いため。
熊本会	会員証等のバーコード管理について バーコード管理の状況や導入費用、ランニングコストを知りたい。提案理由 導入の可否について検討するため。
鹿児島会	会員証は5年に1度、会員全員を更新している。 会員証の裏面にバーコードを記載している。 初期コストは印刷機が30万円ほど ランニングコストは、カード+インクの実費（1枚90円程度） 会員証は5年に1度、会員全員を更新している。 会員証の裏面にバーコードを記載している。 初期コストは印刷機が30万円ほど ランニングコストは、カード+インクの実費（1枚90円程度）

長崎会	<p>会員証・補助者証の有効期限の管理はしておらず、発信文書にて有効期限の確認をお願いしています。尚、有効期限は5年更新で随時対応しています。今後、事務局での把握を検討しています。</p> <p>平成29年度に会員証プラスチック化と会員証裏面へのバーコード追加を検討しましたが、実施には至りませんでした。</p> <p>紙をラミネートしたバーコードを会員へ配布し、研修会の出欠管理を行っています。</p>
佐賀会	<p>佐賀会も有効期限の通知はしていない。</p> <p>各人が5年更新。会での管理はしていない。</p> <p>バーコードでの管理もしていない。導入予定なし。</p>
福岡会	<p>福岡会の会員証は平成24年1月に一斉発行し、有効期限は10年間としました。従って、全会員同時期の更新手続きとなります。補助者については有効期限を5年とし随時対応としています。</p> <p>次にバーコード管理について、会員管理システムにカード発行システムを追加する費用が、約1,000,000円でした。また、プラスチックカードを使用しており、</p> <p>会員用1500枚187,500円(税別)</p> <p>補助者用2000枚76,000円(税別)の費用が発生いたしました。</p>
大分会	<p>大分会では5年ごとに全会員同時に会主導で会員証の更新を行っています。補助者証の更新は補助者ごとに期限がバラバラであるため、会員証を送る際に補助者証の有効期限を確認するよう文書を添えています。</p> <p>大分会ではバーコード管理は行っておりません。</p>
宮崎会	<p>(沖縄会への回答)</p> <p>会員証は5年毎の更新。事務局から各会員に記載事項の変更確認と顔写真の提出を受け、発行しています。会全体として12月1日～11月30日を有効期限としています。</p> <p>(熊本会への回答)</p> <p>バーコードでの管理は現在、検討していません。</p>

〈提案議題〉	② 調査、測量実施要領について
鹿児島会	<p>連合会発行の土地家屋調査士調査・測量実施要領の会則での位置づけについて情報交換をしたい。                      (鹿児島会では、平成22年の総会で調測要領の抜粋版を会則に位置付ける決議を取っているが、会則にその記載はない。)</p>
沖縄会	<p>沖縄会は平成10年の定時総会で、連合会発行の土地家屋調査士調査・測量実施要領を会則の要領とする決議をとっている。要領の改訂版が連合会から発行された場合は、研修の後、それをもって会則の要領としています。</p>
熊本会	<p>熊本会はしていない。</p>
長崎会	<p>平成17年に、第27条第2項の機器の検定を「1年ごと」から「原則として」に変更し、会則に位置づけています。なお、会則自体にその記載はありません。</p>
佐賀会	<p>会則92条の中で「会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し・・・。」としている。</p>
福岡会	<p>福岡会会則第92条1項の「本会の制定する要領等」を調査・測量実施要領と読み替えて位置づけることを総会にて決議しています。</p>
大分会	<p>大分会でも鹿児島会と同様な状況です。今年の総会にて会員より調測要領が大幅な改定がなされた場合は総会にて会則に位置付の決議を取り直す必要があるのではないかとこの質問があり、現在のところ、新しい調測要領がかたまり次第総会にて会則として位置付け直す予定です。</p>
宮崎会	<p>宮崎国会則第92条（業務の取扱い）にて、                      「会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。」としている。                      この「本会の制定する要領等」とするための調測要領の会則位置付けは、平成12年の総会決議で行われ、その位置付けられた要領は、「調査・測量実施要領Ⅰ・Ⅱ（平成9年第4版発行）」です。                      その後、現在の連合会発行の調査・測量実施要領（平成17年発行）を会則に位置付けするため、その要領の一部修正を総会で決議し、宮崎の慣習等の事情を反映させている。                      なお、平成16年総会で「調査・測量実施要領の会則位置付けを削除する」動議が提出されたが、その動議は採択されていない。                      調測要領の会則位置付けは懲戒処分と結びつき機微なため、調測要領の義務規定並びに努力規定を判然とさせねば、位置付けで紛糾すると考えている。</p>

(提案議題) ③ 会員名簿及び諸規定集の配布方法について	
長崎会	<p>長崎会では隔年で、会員名簿・諸規定集を冊子で発刊していますが、今後データでの配布を含め、検討したいと考えております。そこで、各会の更新状況や紙配布・データ配布の別、データ配布を行った場合の問題点等ございましたらご教示ください。</p>
沖縄会	<p>会員名簿は2年ごとに発刊している。 諸規定集については、改訂等があれば総会資料と一緒に配布している。 諸規定集の配布については会登録時に紙ベースで配布を行い、後日会員の希望があれば個別データ配布も対応している。</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会では、5年前に印刷したものを配布した。(会員証の更新と同年)今のところ更新の時期は明確に決まっていない。 今後はHP上での公開を検討している。</p>
熊本会	<p>会員名簿は不定期での作成配布。前回はH26年2月 諸規定集も不定期で冊子作成配布。前回はH26年1月 会ホームページには更新したものをPDFで掲載している。</p>
佐賀会	<p>会員名簿は2年に一回冊子で発行している。 諸規定についてはその都度PDFデータをメール配布しているが、差し替えしていないケースが多くみられる。 今年の初めにここ数年分を再度配布した。</p>
福岡会	<p>名簿については平成23年発行の冊子のみで次回は令和3年の会員証再発行時期とあわせて作成するか否か検討中です。支部からの要望もあり最新の名簿はHPで掲載する予定としています。 諸規定集についてはHPの会員の広場で公開しており冊子の作成はしていません。</p>
大分会	<p>大分会でも経費削減のため会員名簿についてはデータ配布を検討しましたが、法務局に何冊か配布することとなっているためすべてデータ化が出来ないことから取りやめとなりました。尚2年毎に紙ベースで作成をし、PDFにてホームページで公開しています。</p>
宮崎会	<p>会員名簿更新発行の年数は決めていないが、概ね4年位で更新しています。 また、紙ベースで発行している。 諸規程集は紙の冊子で配布しており、更新の時期については決められていない。 諸規程集のデータは県会ウェブサイトの「会員の広場」でダウンロードできるようにしてある。</p>

〈提案議題〉 ④ 第39条2の調査について

福岡会

①土地家屋調査士法施行規則第39条2の調査について、近年の福岡法務局の事後対応の状況を鑑み、福岡会では調査対象となる支局出張所等の縮小を打診し、毎年3か所のみ調査（5年サイクルですべての管轄を網羅する）とし、おおむね4000件程度の調査件数となるよう法務局から了承を得たところです。他会において本調査に関し、以下の内容をお伺いしたいと存じます。

- ① 各調査士会と管轄法務局との関係において、この調査に対しどちらが主導的もしくは積極的か
- ② 調査対象箇所・件数の決定は各調査士会なのか管轄法務局なのか
- ③ 今後、本調査を継続する必要性の有無、もしくは理想とする方向性についての考え方

沖縄会

沖縄会は基本毎年法務局実態調査を行っています。

- ① の回答  
調査士会が主導で日程等は法務局に決定してもらっている。
- ② の回答  
全支局主張所が対象で、前年度の申請すべてを対象としている。
- ③ の回答  
調査は行うが、疑念が残る申請について、調査書を法務局に提出しているが、活用されているかは不明。

鹿児島会

法務局主導で実施している。鹿児島会から特に提案したことはない。

熊本会

本年は11月18・19日に実施予定。本庁・全支局を対象。  
法務局主導。  
調査対象箇所は当会の要望通り実施されている。昨年度に常習者が逮捕される等の事件も発生していることを報告致します。

長崎会

長崎地方法務局では、表示と権利の実態調査を隔年で実施されています。全支局を対象に、半年分の調査です。

- ①慣例となっているため、どちらが主導的・積極的ということはありません。
- ②法務局側で決定されます。
- ③会員から毎年実施の要望もあり、その旨法務局にもお伝えしています。土地家屋調査士法違反事実の確認のためには、本調査は継続していく必要があると考えています。

佐賀会

法務局主導で、本局及びその他1支局を調査。  
法務局から期限が指定された分について調査。  
今年は、4月から7月までを調査することになっている。  
調査の必要性は感じるが、その後の指導、注意等について行われているか、また、どういう風にその調査資料を利用しているのかがはっきりしない。

大分会

- ①数年前に非調査士による表示に関する登記の申請が横行していた時期があり、その時に調査士会より強く非調査士調査の要望を行い現在に至っていると記憶しています。現在は非調査士による申請も当時に比べると少なくなっていますが、このような経緯を踏まえ、法務局、調査士会共に同等な積極性です。
- ②基本的には法務局主導ですが、場合によっては調査士会より規模についてお願いすることもあります。
- ③記憶違いかもしれませんが一度調査自体を行っていなかった時期があり、非調査士による申請が横行した時期に現状が把握しづらかったことがありました。よって現在必要かではなく、その様な事態になった場合に速やかに把握できる体制を整えるためにも規模は別として継続する必要があると考えます。

宮崎会

- ①法務局は内情、積極的ではないと考えているが、毎年9月に実施している。
- ②調査対象箇所は6箇所全てに全支部（7支部）で調査した。  
調査箇所の決定は、調査対象箇所・件数共に法務局主導である。  
今年の調査で違反と思われる案件20件弱を法務局に提出予定。
- ③調査は継続する必要がある。  
理想は、個人申請時に法務局が説明すべきであり、非調行為に対しては告発を願う。

〈提案議題〉 ⑤ 文書取扱規程について

大分会 大分会では文書取扱規程が設けられ、会長であっても理事会決議を経なければ閲覧ができないこととされているため会務運営に支障が出ている状況です。  
他会ではどのような規程になっているか、またどのように取り扱っているかをお聞かせいただきたい。

沖縄会 沖縄会では文書取扱規定は設けているが、閲覧の制限について規定で定めていません。

鹿児島会 文書取扱規程はあるが、閲覧に理事会決議は必要ない。

熊本会 ない。

長崎会 会長、副会長、常任理事は、会務上必要な場合に閲覧することができます。

佐賀会 事務局規則の中で文書の取扱について規定されているが、閲覧については21条で目的を明らかにした文書を提出しなければならない。  
事務局長が立ち会わなければならない。との規定がある。

福岡会 福岡会においても添付の文書等取扱規程を設けております。閲覧にあたり理事会決議といったことはありません。

宮崎会 「理事会決議を経なければ閲覧ができない」との規定はありません。  
会長は全責任を負うため、全ての文書等を決済するのが原則である。また、役員も管轄業務については同様である。  
但し、懲戒等の人権に関わる事務は、規範を担保し、私物化を除外するため厳格な手続きに従う必要がある。  
別紙 「⑤（宮崎会）事務取扱規程」を参考として添付。

総務関連

〈提案議題〉 ⑥ 役員給与について

宮崎会

平成28年に「役員等給与規程」の役員等報酬を見直したところですが、宮崎会の現在の役員等報酬が、他会と比べて妥当なのかを判断したいので各役職毎の役員等報酬を教えてください。

沖縄会

会長 60万  
副会長 30万  
常任理事 15万  
理事 5万  
監事 2万  
以上年額となっています。

鹿児島会

規程はなく変更のたびに総会に諮っている。  
会長 40万円  
副会長 18万円  
常任理事 12万円  
理事 6万円

熊本会

資料を揃え次第ご報告致します。

長崎会

会則施行規則第29条に規定しています。(別添参照)  
会長 50万円  
副会長 25万円  
部長 18万円  
理事 5万円  
監事 3万円

佐賀会

会長 40万  
副会長 15万  
常任理事 12万  
理事 3万  
監事 1万

福岡会

添付の旅費規程第3条のとおりです。  
会長 70万円  
副会長 35万円  
常任理事 30万円  
理事 5万円  
監事 3万円  
委員長もしくは副委員長 4万円

大分会

会長 25万円  
副会長 15万円  
常任理事 10万円  
理事 5万円  
監事 1.5万円  
綱紀委員 1.5万円です。



〈提案議題〉 ⑦ 事務局体制・給与規定について

各県会の事務局給与規定の状況を教えてもらいたい。  
 (理由)  
 沖縄会では、昭和63年以降改訂されていない為、これを是正したい。  
 2. 当会事務局執務規程第12条の改正の情報提供をします。  
 (理由)  
 当会事務局より同12条の規定が現行労働基準法との内容に相違があり  
 事務局側として改善を願いたい旨の要望があり、それに応えた内容に変更しました。他会の状況も踏まえ確認いただきたい為。

各会事務局職員の数を知りたい。  
 提案理由 熊本会事務局体制を整えるための参考としたい。  
 副会長が事務局長を兼任。事務職員は正規雇用2名

就業規則あり  
 毎年36協定を結んでいる。  
 また、平成30年度より社会保険労務士に定期的に指導していただいている。  
 正職員 3名  
 パート 1名

事務局職員は、事務局長（男性）1名、職員（女性）2名の計3名で執務を行っています。  
 職員の給与については、「事務局職員就業規則」に定めており、ここ数年は改訂していません。ただ、育児休業や介護休業などで記載内容が簡素であることもあり、昨年、社会保険労務士に依頼して、給与を含めた各種規程・規則の見直し案を作成してもらいました。  
 今後は、この案をもとに就業規則の改訂を視野に検討を進めなければならないと思っています。

事務局長1名、  
 事務員1名。  
 給与規定について、平成16年以降変更していない。昇給についての規則があったにもかかわらず、事務員給与を長年昇給していなかったのが一昨年にわかりあわてて昇給した。  
 (職員給与規則添付)

給与規定の状況としては添付資料の職員給与規程のとおりです。  
 人事院勧告俸給表（行政職）を参考に規程のとおり理事会決議で決定しています。  
 事務局職員数は以下のとおりです。  
 ・事務局長 1名  
 ・事務職員 4名  
 ・パート職員 1名

大分会 正職員2名パート1名  
事務局給与規程は平成16年に改訂されています。

宮崎会 沖繩会への回答)  
1 別紙「⑦-1 (宮崎会) 職員給料表」添付  
2 別紙「⑦-2 (宮崎会) 職員の執務規程」添付  
(熊本会への回答)  
事務局長 1名 (女性)  
書記 1名 (女性) の  
計2名

総務関連

〈提案議題〉 ⑧ 職務上請求書の取り扱いについて

沖縄会 職務上請求書の取り扱いについて、不適切な利用が会員にみられるため  
個人情報流失等も含めて、他会が具体的な取り扱いについてマニュアル等定めがあるのか伺いたい。又、業務研修会で職務上請求書の取り扱いについて行ったなら、研修内容についても伺いたい。

鹿児島会 ここ1, 2年で紛失の相談が多い。  
規程にのっとり対処をお願いしている。  
マニュアルの作成していない。  
研修は行っていないが、重要なことなので、研修を実施したい。

熊本会 不定期にてメール等で注意喚起を行っている。  
今後は研修会等でも注意喚起を呼び掛けたい。

長崎会 マニュアル等はありません。  
また、研修会で職務上請求書にスポットを当てた研修は行っておりませんが、研修会の連絡事項やウェブ会報等で適正管理及び使用の周知を行っています。

佐賀会 職務上請求書取扱管理規定がある。  
研修については行っていない。

福岡会 職務上請求書取扱管理規程に則り行っております。別途マニュアル作成等を行っておりません。官公庁から苦情があった場合は研修会等で注意喚起しています。また、職務上請求書使用簿のチェック時に問題があった場合は後日県会に呼出し指導を行う場合もございます。

大分会 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規則にて定めています。大分会では不適切な取り扱い等が見受けられないことから研修会は行っていません。

宮崎会 取扱マニュアルはありません。  
取扱についての業務研修会はしていません。

〈提案議題〉 ⑨ 総会での決議要件について	
鹿児島会	鹿児島会の会則では、総会での決議要件について、「代理人は調査士会員に限るものとし、2人以上の代理人になることはできない。」と定めているが、各会の状況を教えていただきたい。 (鹿児島会の執行部としては2人以上の代理人になることを妨げる必要がないと考えている。)
沖縄会	沖縄会では会則で「調査士会員は、他の調査士会員を代理人として、議決権を行使することができる」と定めているが人数についての制限はない。
熊本会	制限はない。
長崎会	代理人は調査士会員に限られますが、複数の会員の代理人となることができます。
佐賀会	出席した調査士会員の決議権の過半数で決議する。 調査士会員は、他の調査士会員の代理人として、決議権を行使することが出来る。となっていて2人以上ができないとはなっていない。
福岡会	福岡会の総会において代理人は2人以上の代理人になることは問題ありません。2人以上の代理人になることを妨げる必要がないという考えは賛同致します。
大分会	代理人の人数に関する規定はありません。
宮崎会	2人以上の代理人になることはできます。(人数の制限はありません)

〈提案議題〉 ⑩ 会員減少に伴う対応について

長崎会 会員減少に伴い、会務のスリム化を考えています。取組まれている会がありましたら内容をご教示ください。長崎会では、社会事業部とADRセンターの役員、部員を一本化することを検討しています。

大分会 大分会では急激な会員数減少により4名の支部が出てきており理事が出せない等、支部運営が成り立たないとのことを当該支部より言われております。大分会では規則により必ず支部から理事または監事を選任することとされていることもあり、規則の変更または今後を見据え支部の統廃合を検討している次第です。他会の状況および対応済みであればどのように対応したかお教え頂きたい。

沖縄会 沖縄会では各支部から最低一人理事に選任すると決めています。理事の選任については担い手がいない状況なので、5期以上も理事に選任している方が何名もいるのが現状です。部会等の統廃合については検討していません。

鹿児島会 特になし。  
大分会同様に、少数の支部もある。今後検討が必要であることは、認識している。

熊本会 今のところ考えていない。

佐賀会 佐賀会でも今年になって会員数が110名をきってしまい、本格的に会の運営を検討する時期に来ていると思う。  
副会長が社会事業長、ADRセンター長を兼任

福岡会 福岡会の会員数も微減の状況であり会務のスリム化は課題ではありますが具体策は講じておりません。また、社会事業部長とADRセンター長は兼任していただいております。  
次に、支部あたりの人数制限等はございません。最小支部で10名の会員数です。小さい支部からの理事排出に関しては近隣支部との交代制等で対応してもらっております。支部の統合については現時点では検討しておりません。

宮崎会 (長崎会への回答)  
会務のスリム化への取組はない。  
ADRセンターは既に社会事業部の直轄です。  
(大分会への回答)  
会員が少ない支部で13名程ですので現在支部運営に支障はありません。

総務関連

〈提案議題〉 ⑪ 苦情処理について	
大分会	苦情処理について、綱紀委員会に付託するか否か明確な基準を設けているかお聞きしたい。
沖縄会	苦情相談委員会が報告書を会長に提出し、その内容によって会長及び執行部の判断で綱紀委員会に付託するか決定している。明確な基準等は設けてない。
鹿児島会	苦情相談委員会を設けている。苦境は、苦情処理委員会で申出人と被申出会員より聴聞を行い、綱紀委員会に付託すべきものを決めている。
熊本会	苦情処理委員会をつくり、綱紀委員会に付託するか判断することとしている。
長崎会	明確な基準は設けていません。
佐賀会	各支部の苦情処理委員で対象会員に対し、アプローチして解決している。 その後、申立人が法務局に行き苦情相談し、解決しない時に、法務局からの委嘱があった場合は綱紀委員会にかかる。
福岡会	明確な基準はございません。苦情相談案件は総務部にて協議し、綱紀委員会に付託するか否かは最終的に会長による判断としています。
宮崎会	別紙「⑪（宮崎会）業務実態調査委員会規則」を設けており、苦情と法務局からの調査委嘱に対し、綱紀委員会が調査する前に業務実態調査委員会が調査し、その調査結果を会長に報告し、会長が綱紀委員会に付託するか否かを決定する。 この手続きの理由は、綱紀委員会の負担を軽くするためと調査水準の公平性を担保するためである。

〈提案議題〉 ⑫ 会員減少に伴う会費運営について

- 熊本会 会員減少が進む中、会費値上げは避けられない状況が刻々と迫っているため、他会が自助努力でどのような対策を採っているか知りたい
- 長崎会 収入の9割以上を占める会費収入が会運営の基盤となっていますが、会員数の減少が進めば財源確保が難しくなってくると予想されます。対応するには「収入増の方策の検討」または「支出削減の検討」しかないと思われませんが、近年で支出抑制に取り組まれた方策があればお聞かせ下さい
- 佐賀会 会員数の減少（会員の死亡・退会が増加）により会費収入が少なくなっており、新入会員の見込みも少なく、今後の運営に支障が出ないように対策を講じなければいけないと考えております。昨年度は、印刷費等を今まで利用していた業者から安価でお願いできる業者に変更して支出を抑えたり、毎年発行している会報の広告業者を増やし増収が出来ました。  
会費の値上げは最善の努力をした上で、やむを得なくなるまでは避けたいと思っております。  
他会の近々での効果的な方策があれば具体的に教えていただけると助かります。
- 大分会 近年に会費の値上げをした会があれば教えてください。

- 沖縄会 収入増として  
・空いているスペースを公嘱協会に貸出し（書庫スペース）月30,000円  
支出削減として  
・厚生費の削減  
（参加者の少なかったボーリング大会や懇親会を止めた）（その代わり支部間交流に助成金を行うとして、予算は減額して確保）（約25万円の減）  
・特別会計の廃止  
（一般会計から繰出していた、周年事業費を止めて、準備資金積立金とし  
実質の会費値上げを行った。（500円UP）

- 鹿児島会 会費について  
本年度をもって比例会費制度を廃止し、固定会費の値上げをする総会決議を行ったばかりです（来年度より固定会費を13,000円とする）。  
支出抑制について  
印刷費等については、相見積もりを取ることにはしています。

福岡会

研修会、理事会、各部会等の資料のデータ化（研修会で冊子希望者には有料（500円）配布）  
収入増については考えていません。  
会費につきましては平成25年度総会において決議し、平成26年4月より11,000円を12,000円に値上げを行いました。

宮崎会

（熊本会への回答）  
印刷物等のペーパーレス化が議題に上がっている。具体的には現在のところ対策は講じていない。

（長崎会・佐賀会への回答）  
取り組んでいません。

（大分会への回答）  
平成29年に月11,000円から13,000円に会費の値上げをしました



財務関連

〈提案議題〉 ⑬ 支部交付金の取り扱いについて

各会いくつかの支部があると思うが、本会から交付している金額を教えてください。また、支部で使い切れなかった交付金の取り扱いを知りたい。

熊本会 提案理由 調査士白書によると熊本会の交付金は他県会に比べ、多いようであるが、支部から交付額の増額を要求されているため、その参考としたい。

支部交付金として  
700円×6ヶ月×会員数  
支部助成金（離島）として  
5,000円×会員数  
その他（広報部への協力）支部間交流の記事を  
会報誌に記載された場合  
助成金、クラブ活動助成金を行っている。

鹿児島会 昨年度では、463万円を交付しています。  
支出の内容としては、支部交付金（1000円×12月×支人数）、支部研修費（500円×人数）、法の日の日当、入会還付金となっています。

長崎会 支部交付金は、ひとり当たり月額2000円×人数分です。  
使いきれなかったという交付金は基本的にありません。  
交付金だけで足りない支部は、1000～3000円の支部会費を追加徴収している状況です。

佐賀会 （会費13,000－連合会費2,550円）×納付月合計×5%で、例年75万円の予算を付けています。  
前期10月下旬、後期3月下旬に分けて支出しています。  
使い切れなかった分は支部内で処理されている。

福岡会 会員1人に対し2,000円を交付しています。（法人は交付なし）  
交付金の用途については支部に任せていますが、全支部独自の協力金を別途徴収している状況で、交付金のみで運営できている支部はありません。

大分会 会員1人につき月1,500円を支給。  
支部で余った交付金は、翌年差し引いて支給しています。

宮崎会 各支部に3,200円（1人、月）を交付しております。

〈提案議題〉 ⑭ 旅費等について

鹿児島会 旅費・日当に関して、各会の規程や申請・支払い方法についての情報交換をさせていただきたい。

熊本会 役員の交通費について  
 事業費の中で会議等の際に旅費日当を規定に則り支払っているが、実費との乖離が生じている。この点について他会の状況を確認したい。  
 提案理由 交通費の抑制を検討していきたい為。

大分会 経費削減のために旅費規程の見直しとして、他会の規定を教えてください。  
 ① 会議のための車での移動  
 片道30km未満：  
 km\*50円  
 片道30km以上：  
 km\*60円  
 ② 県外出張の旅費  
 会員事務所の最寄りの駅から目的地までのJR線による最短路線の往復料金。区間料金と特急料金、又は新幹線グリーン車料金又は座席指定料金を加算した料金。  
 ③ 県外出張の日当・宿泊費  
 日当：1日 15,000円 宿泊費：1泊 18,000円

沖縄会 現状  
 日当：20,000円  
 宿泊費：12,000円  
 .....  
 連合会会議：10万円  
 九B協議会儀：8万円  
 追加  
 宮古4万円、石垣5万円  
 .....  
 事前日程が確定している場合は各自で早割りチケットを購入し、差額を懇親会費に当てている。  
 支払いは、出張前日に。

長崎会 会則施行規則第30条に規定しており（別添参照）、今のところ見直しは考えておりません。  
 日当：県内10000円、県外15000円。  
 宿泊料：県内10000円、県外15000円。  
 旅費：JRおよび航空は正規料金。

佐賀会	<p>県内についてはkm換算で、県外については公共交通機関を利用した場合の運賃で支払っています。          宿泊料は県内、県外で分けて規則で規定しています。          (参考資料①佐賀会会則施行規則第8章)          他会や役所主催等で開催されている研修会等については旅費交通費の対応は、基本的にはこちらから願う分は支出し、個人的に行く分は自己負担との考え方です。</p>
福岡会	<p>旅費規程に則り、支払いを行っています。  <b>【鹿児島】</b>          支払いは現金手渡しで、基本的に事前支払いです。  <b>【熊本】</b>          県会までですとほぼ同額もしくは赤字、遠方の場合はチケットのとり方によっては乖離が生じる場合もあると思います。  <b>【大分】</b>          ①交通費は交通機関（飛行機、鉄道、バス）で行っており、車での計算は行っておりません。          ②飛行機はエコノミー、新幹線は自由席で計算しています。          ③日当：1日15,000円          宿泊費：1泊15,000円</p>
宮崎会	<p>別紙「⑭（宮崎会）旅費規程」を添付          遠方の会員のため、移動時間を含めた日当を検討中です。</p>

財務関連

〈提案議題〉 ⑮ 所有建物の火災保険について

宮崎会 現在宮崎会では会館建物に一般的な火災保険を掛けています。熊本の件もありますので地震保険について検討しましたが、大変高額であった為未だ地震保険には加入していません。他会の現況を教えてください。

沖縄会 火災保険には加入。  
地震保険は未加入  
(県道拡幅の予定があり移転後には加入も必要と思う)

鹿児島会 鹿児島会でも、火災保険をかけていますが、地震保険には加入していません(宮崎会と同様に、高額の見積りとなったため)。

熊本会 火災保険は以前より加入している。平成30年より追加(特約)で地震保険にも加入。

長崎会 地震保険については、火災保険にセットされた各種拡張補償の特約として、地震保険にも入っています。

佐賀会 現行は店舗総合保険で保障額(免責20万円)  
建物・什器備品50,380円/年でしたが、ここ数年の大自然災害による値上げで、10月1日以降はビジネスキーパーで保障額(免責1万円)  
107,430円/年と痛い支出となっております。

福岡会 当会は区分所有のマンションですが、専有部分については火災、家財保険に加入しています。(65,110円/年)  
共用部分については管理組合にて火災一棟全体で加入しています。

大分会 地震・火災保険に加入  
司法書士会と折半で昨年度各会304,900円

財務関連

〈提案議題〉 ⑩ 販売物等による収入について

大分会 大分会では用紙を販売しているだけですが、他会で販売しているものがあれば教えてください。

沖縄会 用紙、備品（バッチ、シール、専用封筒、調測要領、会員証）  
旧区画整理地区資料写し

鹿児島会 8月半ばまではプラスチック杭の取次、名刺の販売もしていました。現在は杭の取扱は終了し、その他用紙についても物品数を減らしました。  
なお、用紙仕入れ価格が上昇しつつあります。

熊本会 用紙以外では  
コンクリート杭及び木杭

長崎会 長崎会でも用紙販売のみです。

佐賀会 用紙販売のみです。  
年々売り上げは下がってきています。

福岡会 職務上請求書のみで、他の用紙販売は行っておりません。  
調査士バッジは販売しています。

宮崎会 用紙販売だけです。

〈提案議題〉 ⑰ 事務局パソコンについて

福岡会

令和2年1月にWindows7のサポート終了となるため、パソコン・サーバー・事務局で使用しているソフト（会員管理システム等）の買い替え・バージョンアップに高額な費用が掛かってしまいました。（約350万円）  
他会ではWindows10への移行について費用を含め、どのような対応を取られたのかを、お聞かせ願いたい。

沖縄会

Windows10への移行費用は、業者見積もりで40万程度。（特別なソフトを利用しておらず、市販の会計ソフトのみ）  
前回のP買換え時に10対応機種にしていた。

鹿児島会

本年度は2台のデスクトップPCを買い換え、バックアップシステムも入替えました（支出、約25万円）。Windows7のノートPCが1台残っておりますが、来年度の買い替えを予定しています（ネットワークから切り離しても利用に支障が無いため）。

熊本会

事務局のPCも古くなっているため買い替えを検討している。当会は高価なソフト等は導入していないため、費用についてはPCを数台購入する程度。

長崎会

事務局で使用しているパソコン3台がWindows7であったため、このうち2台をWindows10に買い換えました。（約33万円）  
残り1台も次年度以降に買い替える予定です。  
買い替えた2台は、サポートの終了もありますが、不具合が生じて業務に支障をきたしていたことも要因のひとつです。

佐賀会

たまたま影響のあるソフトを使用していないため、特別な費用も対応もなく済んでおります。

大分会

7から10への移行のためパソコン3台とHD、PCA会計を今年度リース契約（5年）の予定  
総額150万ほど

宮崎会

パソコンを入れ替えと同時にWindows10に移行しました。  
福岡会の「会員管理システム等」はどのようなソフトなのか？

〈提案議題〉 ⑱ 事務会計について

宮崎会	<p>現在、会計事務は伝票を一枚ずつ作成して手作業で行っており、事務作業に相当な時間が掛かっている状況です。又、税理士の関与もありません。事務処理を効率化する良い方法、会計ソフト等はないでしょうか。</p>
沖縄会	<p>市販の会計ソフトを利用している。</p>
鹿児島会	<p>本年度より会計ソフト（PCA）を利用開始、税理士による毎月の帳簿チェックも開始しました。インターネットバンキングの利用も本年度からという状況です。 鹿児島会としても他会の事例をお聞きしたいです。</p>
熊本会	<p>通常の弥生会計ソフトを利用している。</p>
長崎会	<p>長崎会でも会計処理は手作業で行っています。問題意識は同様に持っていますので、効率化する会計ソフト等があれば教えて頂きたい。</p>
佐賀会	<p>会計処理ソフト導入の検討もしましたが、現在エクセルで対応しています。 佐賀会の会計の内容であれば、エクセルで不自由は感じないとの事で事務局に甘えています。 エクセルで日々の会計を入力している中での入力ミス等は、毎月の月次決算の際に試算表等を必ず作成しますので、その段階でチェック出来ている状態です。</p>
福岡会	<p>フコクシステムの会員管理システムを導入している流れで、財務管理システムも同社のものですが、価格等含めお勧めはできません。</p>
大分会	<p>高額ですがPCA公益法人会計を使用</p>

〈提案議題〉 ⑱ 会費免除について

熊本会 会費免除と判断した場合でも連合会の負担金は納入している。熊本会の見解としては、負担金は会員ではなく所属会が負担すべきものという認識で納めている。  
提案理由 他会の見解を確認したいため。

沖縄会 2年ほど前に対応したが  
連合会費は本会負担。  
(熊本会と同意見)

鹿児島会 会費免除の対象から連合会費分を除外しています(会費免除になっても連合会費分は納入をお願いしています)。

長崎会 会費免除の事例はありません。  
減額については会則施行規則39条により、連合会会費は減額の対象にはならないと規定しています。そうしたことから、連合会会費は個人で負担している状況です。

佐賀会 参考資料②佐賀会会則第83条  
参考資料③佐賀会会則施工規則第29条  
に記載。

福岡会 当会も同様の対応を取っています。会費免除した会員に「連合会負担金だけはお願いします。」とは言えません。

大分会 ここ10年間に2件ありますが、連合会会費月額×免除月数と九B負担金1000円を徴収。純粹な会費のみ免除となっています。

宮崎会 会で負担している。



その他

〈提案議題〉 ⑳ 賠償保険について

宮崎会

「賠償保険諮問委員会規則」を平成14年に設けておりますが、この規則では「保険引受会社から定期的に加入会員が賠償請求された事故に関しての報告を受け、再発防止のための研修等を行うこと」となっていますが、実情は賠償保険金が保険引受会社から調査士会に報告されずに支払い完了となっております。他会はどうな状況でしょうか？

沖縄会

事故事例なし。

鹿児島会

会員の賠償保険の加入状況については把握している。（保険会社からの通知）  
事故等については特に把握していない。

熊本会

事例が少ない為、把握していない。

長崎会

規則が無いため、会としては実態がわからない状況です。

佐賀会

そのような規則はない。

福岡会

年に1度事故処理委員会で報告を受けるといった状況です。再発防止のための研修等を行うといった対応は行っておりません。

大分会

宮崎会と同様で本会としては把握しておりません。

その他

〈提案議題〉 ⑳ 新人育成について

熊本会 毎年、数名しか入会しない業界において新人の育成は急務である  
と思います。そこで、この点に関して他会で尽力している点があ  
れば参考にしたい。

沖縄会 公嘱協会と連携し、新人と経験者との共同作業をさせて、育成す  
る案もありましたが、実績は少ない。  
今回の14条作成業務でも経験の少ない新人が参加するが・・・  
当会独自で新人研修を開催し、地域の慣習等に合わせた研修を開  
催している。

鹿児島会 研修部にて取り扱い

長崎会 4年に一度、新人を対象とした一泊二日の新人研修会を開催して  
います。役員全員で対応するルールとなっています。

佐賀会 新人研修への参加を促す。  
14条の立会等に参加してもらい業務理解を深めてもらっている。  
入会数が少ないため会単独では研修するのは難しいので他の会と  
合同で出来ればありがたい。

福岡会 毎年新人研修会を1泊2日で開催しています。参考までに平成3  
0年度の新人研修会式次第を添付しておきます

大分会 新人対象に研修会を行う計画を研修部に検討中。

宮崎会 新人研修はやってはいますが、別の課で対応しています。

その他

〈提案議題〉 ㉔ 災害対策について

佐賀会 毎年のように各地で大きな災害が起きています。今年は、佐賀県においても大雨による水害が発生しましたが、災害対策として、会員の被害状況確認をただけに終わっていますが、各県会では、ほかにどのような動きをしているのか、また、調査士として復興に向けてどのような協力ができるのか、どのようにされているのが伺いたい。

沖縄会 台風被害の多い沖縄県では有るが、直接会員に被害が幸いにも無い状況なので、災害に対しての危機感の欠如は否めない。本会の理事会でも「復興」と言うワードは社会事業部が対応と他人任せ状況です。よって、本会では「復興」に対しての協議検討は行われていません。隣接士業ネットワーク協議会でも検討すべき事案となっています。

鹿児島会 社会事業部の取り扱いです。

熊本会 今年度より自前で災害基金積み立てを行う事としている。毎年30万で満額300万円目標。（見舞金・支援金に利用予定）

長崎会 今年度、総務部において「大規模災害への対策の検討」を事業計画として挙げています。具体的には、岐阜会が行った「危機管理に関するアンケート調査結果」を基に検討しているところです。復興に向けての協力としては、長崎県、長崎市、島原市、諫早市、大村市と災害協定を結んでいます。

福岡会 福岡会でも会員の被害状況確認までは行っています。また、昨年8月に3者協定（県会と県公嘱協会と福岡県）を締結したところでもあります。その協定で要請があった場合は被害認定調査等も行うこととなっております。

大分会 会員に対しては調査を行い見舞金を支給している。大分県と災害協定を結んでおり、社会事業部と公嘱協会が認定調査の協力を行っている。

宮崎会 専門士業団体と災害協定を結んでいます。相談を受ける形です。

その他

〈提案議題〉 ㉓ 70周年事業について

熊本会 制度制定70周年事業について、熊本会では記念講演を考えている。ランドマークについては否定的  
提案理由 他県会の意見を聞いて記念事業を再検討したい。

長崎会 来年、土地家屋調査士制度制定70周年ですが、長崎会においても記念事業としてイベント（ソフトボール大会・記念誌の作成）等が企画されています。他会における予定と、その予算措置（費用の捻出）をどのようにするか検討されている会があればお聞かせ下さい。

沖縄会 沖縄県会は4年前に創立50周年を迎えました。他県は日調連と連結して70周年を迎えますが、当会は遅れての設立のため  
70周年事業では単位会での事業は無く、日調連からの協力要請などに、対応することになります。

鹿児島会 相続関係の記念事業を法務局に協力をいただき実施する方向で動いている。  
ランドマークについては否定的

佐賀会 具体的には何も決まっていない。日調連からの協力要請に対して検討したい。

福岡会 福岡会でも基調講演等を含めて検討中です。先日西日本広告社に来所いただき基調講演をやる場合の概略説明（人物・会場・広告・予算等）を受けたところです。  
次に予算措置としては毎年およそ50万円の積立を行っておりますのでそこからの捻出で考えています。

大分会 未登記建物である歴史的公共建物の表題登記を計画している。  
年度内に目途を付け予算化する予定。  
広報部実施

宮崎会 具体的には決定していません。  
予算として170万円を計上しております。

その他

〈提案議題〉 ⑭ 親睦事業について

熊本会	熊本会では親睦事業として年に一度、会長杯ゴルフ大会とボウリング大会を行っている。ほかにⅡ系原点モニュメントの草刈り清掃を行い、その後バーベキュー・キャンプを行っている。 提案理由 他県会の親睦事業の内容を聞いて参考としたい。
沖縄会	高齢化に伴い、ボウリング大会の参加者がほぼ役員のみとなり、開催を中止し経費削減に努めた。 ただし、他支部での交流会や、クラブ活動について条件付で補助金を支出している。
鹿児島会	親睦事業とは異なるかもしれませんが、毎年チャリティーゴルフ（交通被災者たすけあい協会への寄付を目的とする）を開催しています。会員だけでなく、他士業・一般からの参加も受け付けています。
長崎会	毎年、日調連主催のゴルフ大会・観光の企画に合わせ、親睦旅行を行っています。参加者は例年10～20人程度で、予算の範囲内から助成金を支出しています。
佐賀会	親睦事業としては年に4回の愛好者によるゴルフコンペ。 ある支部では、マラソン大会でのボランティア活動、親睦旅行等をおこなっている。
福岡会	同好会活動や支部合同親睦事業等への補助金で支援を行っています。県会からの企画等は行っておりません。
大分会	支部単位で親睦旅行を行っている。 本会全体で行っていない。
宮崎会	ゴルフコンペ年1回、 レクリエーションは各支部持ち回り当番企画していますが、現在は改廃を検討中です。